

学校生活上の諸注意（詳しくは生徒手帳に記載しています）

1 制服

学校指定のブレザー、2種類のズボンまたはスカート、3色のシャツ・ブラウスから選ぶスタイル。
季節ごとの着用基準。

【春季および秋～冬季】

男子：学校指定のブレザー、ズボン、シャツ

女子：学校指定のブレザー、スカートまたはズボン、ブラウス

男女ともニット類の着用やシャツの長袖・半袖は、体調・天候等に応じて各自で判断する。

【夏季】

男子：学校指定のズボン、シャツまたはポロシャツ

女子：学校指定のスカートまたはズボン、ブラウスまたはポロシャツ

男女ともニット類の着用やシャツの長袖・半袖は、体調・天候等に応じて各自で判断する。

【冬季の防寒着等について】

防寒着（コート類）は、ブレザーの上から着用する。

色は白、紺、黒、茶、グレー系統で無地のものとする。

ただし、革製品およびそれに類似したものは禁止する。

SHR および授業中は防寒着やマフラー等を着用しない。

- ① 学校指定のネクタイ・リボンの着用は自由とする。
- ② ニット類（セーター・ベスト・カーディガン）については以下の基準を満たせば学校指定外のものも着用できる。
 - 色：黒・紺・グレー・白・茶・ベージュ・アイボリーの中で単色かつ無地の物
 - 形：Vネックの物。ジップアップやフード付き（パーカー類）は認めない。
- ③ 指定外の服装については預かり指導をおこなう。
- ④ 制服の改造については没収する（制服の買い直し）

2 日常生活の決まり

- ① はきもの …… 原則として登下校では靴を使用すること。ハイヒール、サンダル等は禁止する。やむをえない事情のために靴以外のものを使用する場合は、担任に申し出ること。
- ② 化粧品 …… 一切禁止する。
- ③ 装飾品 …… 一切禁止する。（学校預かり）
- ④ 頭髪 …… パーマ・脱色・染色・エクステ等は禁止する。違反者は再登校指導となる。
- ⑤ 遅刻 …… 遅刻回数に応じて早朝登校等の指導がある。
回数が多いと、懲戒指導となる場合がある。
- ⑥ 携帯電話 …… 校内持ち込み禁止。持ち込んだ場合、「学校預かり指導」となる。
- ⑦ 懲戒 …… 喫煙や単車通学など重大な問題行動に対しては、懲戒指導（停学など）がある。
- ⑧ 外出 …… 登校後は無断で校外に出てはいけない。
早退の場合は担任に許可証を発行してもらうこと。
- ⑨ 昼食 …… 食堂を利用することもできるが、できるだけ弁当を持参する。
- ⑩ 通学手段 …… 自転車を利用する人は許可申請書を提出し、ステッカーを貼ること。
単車・車での通学は禁止です。
定期券購入時に必要な通学証明書は4月7日から発行できる。